

機能等証明書

1 機能等証明書とは

- (1) 機能等証明書は、納入しようとする物品が要求仕様書に示す各項目の仕様を満たすこと、設置設定作業の施工能力及び保守作業の施工能力を証明するものである。
- (2) 入札に参加するためには、機能等証明書一式を大分県総務部税務課税務電算班に提出し、審査を受け、承認を受ける必要がある。

2 機能等証明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月19日(月) 午後5時00分

- (2) 提出先

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部税務課税務電算班

- (3) 注意事項

ア 提出された機能等証明書については、説明を求めることがあるので、上記(2)の提出先に持参すること。

イ 提出された機能等証明書に不備が認められたときには、受付をしない場合があるが、これを理由に提出期限を延長することはできないため、余裕を持って提出すること。

3 提出書類

- (1) 機能等証明書(別添様式1)

- (2) 納入物品仕様確認書(別添様式2)

- (3) 上記(2)納入物品仕様一覧の各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書、カタログ等を必ず電子媒体で提出すること。なお、内容の確認をおこなう上で必要な箇所をマーカー、○囲み等によりわかりやすく表示すること。

- (4) 納入を予定している物品の機器提供者、その物品の設置設定を担当する業者及びその物品の保守を担当する業者のいずれもが要求仕様に基づく能力を有する業者であり、かつ、これを担保していることを証明する書類及び体制図を提出すること。

なお、提出する書類及び体制図は任意様式であるが、入札参加者、機器提供者、設置設定を担当する業者及び保守を担当する業者については、事業所名、住所、責任者、人員数を必ず記載すること。

(「設置設定業務提携証書見本」、「保守業務提携証書見本」、「障害対応体制証明書見本」参照)

4 提出に際しての注意事項

- (1) 提出書類のサイズは、A4版とする。

- (2) 製品仕様書等の添付資料については、上記3(2)納入物品仕様一覧の「資料No」等を分かるように記載すること。